

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇ 條例
  - 鳥取県立公園條例制定
  - 幡郷県営発電所設置條例制定
  - 鳥取県身体障害者更生相談所設置條例制定
  - 県税事務所設置條例の一部改正
  - 鳥取県職員定数條例の一部改正
  - 港湾埋立地並に物揚場使用料條例の一部改正
  - 県立学校授業料徴收條例の一部改正
  - 鳥取県通信教育受講料徴收條例の一部改正
  - 県立学校入学選抜手数料徴收條例の一部改正
  - 鳥取県立図書館設置條例の一部改正
  - 鳥取県税條例の一部改正
- ◇ 訓令
  - 職員の特種勤務手当に関する條例の一部改正
  - 幡郷県営発電所処務規程
- ◇ 公告
  - 昭和二十八年度あん摩師試験合格者

## 條例

鳥取県立公園條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県條例第八号

#### 鳥取県立公園條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は、県立公園(以下「公園」という。)を設置して、県の代表的な景觀を保護開発し、これを公衆の保健休養及び教化に供し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(指定)

第二條 公園は、知事が区域を定めて指定する。

2 前項の規定により、公園を指定しようとするときは、あらかじめ鳥取県觀光総合審議会(以下「審議会」という。)(及び関係市町村の意見を聴かなければならぬ。

(定義)

第三條 この條例において公園計画とは、公園の保護又は利用に関する統制及び施設の計画をいい、公園事業とは、公園計画に基づいて執行する事業であつて、道路、広場、苑地、運動場、野営場、宿舍その他公園として必要な施設に関するものをいう。

(公園計画)

第四條 前條の公園計画は、知事が審議会及び関係市町村の意見を聴いて定める。

(公園事業の執行)

第五條 公園事業は、県が執行する。

2 市町村その他のものは、知事の承認を受けて公園事業を執行することができる。

3 前項の規定により承認を受けようとするときは、事業計画、施設の管理計画、事業に要する経費その他必要な事項を具して、知事に申請しなければならない。

4 第二項の規定により承認を受けたものが公園事業を變更又は中止しようとするときは、前項に準じて知事

の承認を受けなければならない。

(費用の負担)

第六條 公園事業に要する費用は、その事業を執行するものの負担とする。

2 市町村その他のものが公園事業を執行する場合、県はその費用の一部を補助することができる。

(施設の管理)

第七條 公園事業の執行によつて生じた施設は、県が管理する。但し、第五條第二項の規定により知事の承認を受けて事業を執行したものに管理させることができる。

2 前項の管理に要する費用は、管理者の負担とする。(特別地域)

第八條 知事は、公園の風致維持のため公園計画に基づいてその区域内に特別地域を指定することができる。

2 特別地域内で次の各号の一に該当する行為をしようとするものは、法令に特別の定がある場合を除き知事の許可を受けなければならない。

一 工作物の新築、改築又は増築

二 鑛物の試掘若しくは採掘又は土石の採掘

三 立木竹の伐採

四 水面の埋立又は干拓

(公園区域内における行為の禁止等)

第九條 知事は、公園の保護又は利用のため必要と認めるときは、公園区域内において一定の行為を禁止若しくは制限し、又は必要な措置を命ずることができる。

(損害に対する措置)

第十條 知事は第九條の規定により損害を受けたものに対しては、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

(指定の取消及び区域の変更)

第十一條 知事は、公園がその価値を失つたときその他特別の事由がある場合には、審議会及び関係市町村の意見を聴いてその指定を取り消し又はその区域を變更することができる。

(告示)

第十二條 知事は、第二條第一項の規定により公園を指定したとき若しくは第八條第一項の規定により特別地域を指定したとき又は第十一條の規定により指定を取り消し又はその区域を變更したときは、告示しなければならない。

(罰則)

第十三條 第八條第二項又は第九條の規定に違反したものは、五千円以下の罰金又は料料に処する。

(施行規定)

第十四條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

昭和二十八年三月三十一日

幡郷県管電所設置條例をここに公布する。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第九号

幡郷県営発電所設置條例

(設置)

第一条 電力供給体制を確立して工業の振興を図り公共の福祉に寄与するため、西伯郡幡郷村に幡郷県営発電所(以下「発電所」という。)を設置する。

(業務)

第二条 発電所は、次の業務を行う。

- 一 発電及び電気の供給に關すること
- 二 営造物の管理に關すること
- 三 その他発電所の運営に關すること

(所員)

第三条 発電所に所長及び所員を置く。

(施行規定)

第四条 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

鳥取県身体障害者更生相談所設置條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十号

鳥取県身体障害者更生相談所設置條例

(設置)

第一条 身体障害者の相談に應じ、その医学的、心理学的及び職能的判定を行うため、鳥取県身体障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)を鳥取市富安に設置する。

(職員)

第二条 更生相談所に所長及び所員を置く。

(施行規定)

第三条 この條例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

県稅事務所設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十一号

県稅事務所設置條例の一部を改正する條例

県稅事務所設置條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥取市及び米子市」を「鳥取市、米子市及び倉吉町」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

(名称)

第三条 県稅事務所の名称は、鳥取市に設置するものを東部県稅事務所、米子市に設置するものを西部県稅事務所、倉吉町に設置するものを中部県稅事務所という。

(管轄区域)

第四条 東部県稅事務所は、鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域を、西部県稅事務所は、米子市、西伯

郡及び日野郡の区域を、中部県稅事務所は東伯郡の区域をそれぞれ管轄する。

附 則

1 この條例の施行期日は、規則で定める。

2 鳥取県稅條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「県稅事務所又は地方事務所(以下「県稅事務所等」という。)の長」を「県稅事務所長」に改める。

第五条中「県稅事務所等の長」を「県稅事務所長」に改める。

第十三條及び第十四條中「県稅事務所等」を「県稅事務所」に改める。

鳥取県職員定數條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十二号

鳥取県職員定数條例の一部を改正する條例  
鳥取県職員定数條例(昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関」を削る。

第二條第五号中「吏員相当職員一〇一人」を「吏員相当職員一二七人」に、「その他の職員四五人」を「その他の職員七二人」に、「計一四六人」を「計一九九人」に改める。

第二條中第六号を削り、第七号を第六号とし、以下順次繰り上げる。

第三條中「前條第一号から第五号まで、第七号から第十号」を「前條第一号から第九号」に、「農業委員会が定め、」を「農業委員会が定める。」に改め、「第六号に掲げる職員の定数の教育機関の配分は、教育委員会が定める。」を削る。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。  
港湾埋立地並に物揚場使用料條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十三号

港湾埋立地並に物揚場使用料條例の一部を改正する條例

港湾埋立地並に物揚場使用料條例(昭和十四年六月鳥取県條例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「金六錢一ヶ年十八円」を「二円」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。  
県立学校授業料徴收條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十四号

県立学校授業料徴收條例の一部を改正する條例  
県立学校授業料徴收條例(昭和二十二年十二月鳥取県條例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「四千二百円」を「六千円」に、「二千四百円」を「三千円」に、「千八百円」を「三千円」に改める。

第三條に次の一項を加える。

2 前項の規定に拘らず八月分の授業料については、七月分の授業料と同時に、三月分の授業料については二月分の授業料と同時に納付することができる。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

鳥取県通信教育受講料徴收條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十五号

鳥取県通信教育受講料徴收條例の一部を改正する條例  
鳥取県通信教育受講料徴收條例(昭和二十三年六月鳥取県條例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の但書を加える。

但し納付すべき受講料の年額の決定期間は、四月一日から翌年三月三十一日迄の一箇年とする。

第三條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず受講料の年額を第一期分と同時に納付することができる。

第六條第二項中「他府県の学校より転学した者」を「年中途に転入学した者」に改め、同條第二項中「転学の日より」を「転入学の日から」に改める。  
別表を次のように改める。



附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十八年二月二十日から適用する。

鳥取県立図書館設置條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十七号

鳥取県立図書館設置條例の一部を改正する條例

鳥取県立図書館設置條例(昭和二十五年八月鳥取県條例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 鳥取県立図書館を次のように設置する。

名	称	位	置
鳥取県立鳥取図書館		鳥取市西町	
倉吉分館		東伯郡倉吉町	
八頭分館		八頭郡国中村	

鳥取県立鳥取図書館

鳥取市西町

倉吉分館

東伯郡倉吉町

八頭分館

八頭郡国中村

気高分館 気高郡浜村町

鳥取県立米子図書館 米子市久米町

日野分館 日野郡根雨町

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

鳥取県税條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十八号

鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「毎月五日」を「毎月十五日」に改める。

第三十三條第三項第一号及び第三号中「特別徴収義務者」を「主催者等」に改める。

第四十條中「毎月五日」を「毎月十五日」に改める。

第四十一條第二項中「三十日」を「一月」に改める。  
第四十八條第一項及び第四十八條の二中「毎月十日」を「毎月十五日」に改める。  
第五十四條第二項中「三十日」を「一月」に改める。  
別記様式第十四号中「毎月五日」を「毎月十五日」に改める。

別記様式第二十五号中「毎月五日」を「毎月十五日」に改める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十九号

職員の特種勤務手当に関する條例の一部を改正する條例

気高分館 気高郡浜村町

鳥取県立米子図書館 米子市久米町

日野分館 日野郡根雨町

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

鳥取県税條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第十八号

鳥取県税條例の一部を改正する條例

鳥取県税條例(昭和二十五年九月鳥取県條例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項中「毎月五日」を「毎月十五日」に改める。

第三十三條第三項第一号及び第三号中「特別徴収義務者」を「主催者等」に改める。

第四十條中「毎月五日」を「毎月十五日」に改める。

職員の特種勤務手当に関する條例(昭和二十七年十一月鳥取県條例第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第四條第一号中「百分の四十」を「百分の五十」に、同條第二号中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

附 則

この條例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第四号

幡 郷 県 営 発 電 所

幡郷県営発電所処務規程を次のように定める。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

幡郷県営発電所処務規程

第一條 幡郷県営発電所(以下「発電所」という。)の処務については別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

第二條 所長は技術吏員をもつてこれに充てる。

第三條 所長は知事の命を受け処務を総括し、所員を指揮監督する。

2 所員は所長の命を受けて事務に従事する。

第四條 所長に事故があるときは上席の吏員がその事務を代決する。

2 代決した事項は遅滞なく所長の後関を受けなければならない。

第五條 所長は所員の事務分担を定めて知事に報告しなければならぬ。これを変更したときも同様とする。

第六條 次の事項は所長において専決処理することができ。但し、重要と認められるもの又は異例若しくは疑義のあるものは、知事の指揮を受けなければならない。

一 見積価格一廉五万円未満の工用材料、器具、機械の購入及び借入並びに運搬に関すること

二 見積価格一廉五万円未満の機械及び器具の修繕に関すること

三 設計額五万円未満の工事の執行に関すること

四 予定価格百万円未満の工事の入札並びに契約に関すること

五 臨時傭人の進退賞罰に関すること

六 所員の執務時間に関すること

七 所長及び所員の区域内(溝口町、幡郷村)出張並びに巡回に関すること

八 所員の県内出張に関すること

九 所員の休暇及び忌引に関すること

十 宿日直に関すること。

十一 所員の旅行許可に関すること

十二 予算措置の伴わない軽易なこと

附 則

1 この規程は昭和二十八年四月一日から施行する。

2 幡郷県管発電建設事務所事務規程(昭和二十六年四月鳥取県訓令第八号)は、廃止する。

3 幡郷県管発電建設事務所設置規程(昭和二十六年四月鳥取県告示第百八十七号)は、廃止する。

公 告

昭和二十八年度あん摩師試験に合格した者は次のとおりである。

昭和二十八年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

竹本 員是 堀川富三郎 瀬藤 孝子

川島 浪夫 日下部勝子 田中 松男